

小国町告示第23号

令和8年度小国町特定地域づくり事業推進交付金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

小国町長 仁科 洋一



令和8年度小国町特定地域づくり事業推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資するため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号。以下「法」という。)に基づき、特定地域づくり事業推進交付金交付要綱(令和2年3月31日総行地第55号)、特定地域づくり事業推進交付金実施要領(令和2年3月31日総行地第55号)、小国町補助金等の適正化に関する規則(平成2年小国町規則第10号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で特定地域づくり事業推進交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付対象は、法第3条第3項により山形県知事の認定を受けた事業協同組合(以下「特定地域づくり事業協同組合」という。)とする。

(交付対象事業及び交付金の額)

第3条 交付金の交付対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、法第2条第4項に定める特定地域づくり事業とし、交付金の交付額は別表の第1欄に定める種目ごとに、別表の第3欄に定める対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額と、別表の第2欄に定める交付限度額を比較して少ない方の額の合計額とする。

(交付金の交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特定地域づくり事業推進交付金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、申請に係る書類等の内容を審査し、交付金を交付すべきと認めるときは、特定地域づくり事業推進交付金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第6条 事業実施者は、前条の交付決定前に事業を実施してはならない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、特定地域づくり事

業推進交付金事前着手届（様式第3号）を町長に提出したときは、この限りでない。

- 2 事業実施者は、交付決定前に着手した事業について、交付金の交付決定が行われない場合であっても、異議を申し立てることはできないほか、交付決定前までのあらゆる損失等に対し、自ら責任を負うものとする。

（交付決定内容の変更等）

第7条 交付金の交付の決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、交付事業を変更する場合には、特定地域づくり事業推進交付金変更交付申請書（様式第4号）をあらかじめ町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項による申請があったときは、申請に係る書類等の内容の適否を審査し、適正であると認めたときは、特定地域づくり事業推進交付金変更交付決定通知書（様式第5号）により、速やかに交付事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付事業者は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに特定地域づくり事業推進交付金実績報告書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定及び交付）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が交付金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、速やかに交付事業者へ特定地域づくり事業推進交付金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 2 交付金は、前項の規定による交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。
- 3 交付事業者は、前項の規定により交付金の交付又は交付金の概算払を受けようとするときは、特定地域づくり事業推進交付金交付請求書（様式第8号）又は特定地域づくり事業推進交付金概算払請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、交付事業者が偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（消費税仕入控除額の確定に伴う交付金の返還）

第11条 交付事業者は、交付対象事業完了後に消費税の申告により交付対象事業に係る消費税仕入控除額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）には、特定地域づくり事業推進交付金に係る消費税額の確定に伴う報告書（様式第10号）により、交付対象事業完了日の属する年度の翌々年度5月30日までに町長に報告しなければならない。

- 2 町長は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除額の返還を命ずる。

（財産処分の制限）

第12条 交付事業者は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産に限る。以下「取得財産等」という。）について交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

2 交付事業者は、前項の承認を受けようとするときは、特定地域づくり事業推進交付金に係る財産処分承認申請書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

3 交付事業者は、取得財産等を処分することにより収益があったときは、特定地域づくり事業推進交付金収益状況報告書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

4 交付事業者は、町長が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、交付された交付金の全部又は一部に相当する金額を町長に納入しなければならない。

（交付事業者の責務）

第13条 交付事業者は、交付対象事業に係る帳簿及び関係書類を、交付対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 交付事業者は、取得財産等について事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

1 種目	2 交付限度額	3 対象経費
派遣職員 人件費	派遣職員1人当たり2,250千円とする。ただし、当該派遣職員(出産休暇、育児休暇、介護休暇、傷病休暇を取得したことにより、年間総労働時間が0になる職員を除く。)の稼働率が0.8未満の場合は、派遣職員1人当たり2,814千円に稼働率を乗じて得た額とする(注1)。	交付対象事業の実施に必要な次に掲げる経費(期間を定めずに雇用する職員に係るものに限り、一の派遣先事業者における年間総労働時間の年間総労働時間に占める割合が0.8を超える職員に係るものを除く(注2)) 職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金
事務局運営費	特定地域づくり事業協同組合1組合あたり3,350千円とする。	交付対象事業の実施に必要な次に掲げる経費(ただし、事務局職員の人件費単価に、特定地域づくり事業協同組合の運営に従事した労働時間数を乗じて得た額とする(注3)) 旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金、賃金、職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、社会保険料、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、広告宣伝費、事業設備費、雑役務費

(注1) 当該派遣職員の稼働率の計算方法

(当該派遣職員の派遣先における年間総労働時間－当該派遣職員の派遣先における年間総残業時間) / ((当該派遣職員の年間総労働時間－当該派遣職員の年間総残業時間) + 当該派遣職員の年間総休業時間)

※休業時間は使用者の責めに帰すべき事由により休業させた場合の休業時間のことをいう。

※年次有給休暇は総労働時間を含めない。教育訓練等の労働者派遣法において義務付けられている業務に従事した時間については、総労働時間を含む。

(注2) 一の派遣先事業者における年間総労働時間の年間総労働時間に占める割合の計算

方法

当該派遣職員の一の派遣先事業者における年間総労働時間から年間総残業時間を減じて得た値のうち最も大きい値／当該派遣職員が1年を通じて就業した場合の就業規則等で定める年間の所定労働時間

(注3) 当該事務局職員の人件費の計算方法

当該事務局職員の人件費単価×特定地域づくり事業協同組合の運営に従事した労働時間数

※特定地域づくり事業協同組合の運営に従事した労働時間数については、業務報告書において把握した時間数とする。

年 月 日

小国町長 殿

申請者

住所

団体名

代表者氏名

印

年度特定地域づくり事業推進交付金交付申請書

年度特定地域づくり事業推進交付金に係る事業を下記のとおり実施したいので、これに要する経費として、小国町特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付金申請額 円

2 特定地域づくり事業協同組合の当該事業年度の収支予算書及び事業計画書

※ 収支計画書及び事業計画書については、特定地域づくり事業協同組合の認定申請時又は毎事業年度山形県知事に提出するものと同様の書類を提出

第 号
年 月 日

殿

小国町長



年度特定地域づくり事業推進交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度特定地域づくり事業推進交付金については、下記のとおり交付を決定したので、小国町特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 事業に要する経費 | 円 |
| 2 交付金の額 | 円 |

小国町長 殿

申請者

住所

団体名

代表者氏名

㊟

年度特定地域づくり事業推進交付金事前着手届

小国町特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 着手予定年月日

年 月 日

2 事前着手する理由

小国町長 殿

申請者

住所

団体名

代表者氏名

㊟

年度特定地域づくり事業推進交付金変更交付申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた標記交付金について、下記のとおり交付金の変更の交付決定を受けたいので、小国町特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 交付金変更後申請額 円
（当初申請額 円）
- 2 変更を受けようとする理由
- 3 特定地域づくり事業協同組合の当該事業年度の変更収支予算書

第 号
年 月 日

殿

小国町長



年度特定地域づくり事業推進交付金変更交付決定通知書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を行った 年度
特定地域づくり事業推進交付金については、下記のとおり当該決定の額及び内容
を変更しましたので、小国町特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第7条第2項の
規定により通知します。

記

- 1 変更に係る交付金の額は次のとおりとする。

	前回交付決定額	差引増減額	変更交付決定額
交付金の額	千円	千円	千円

年 月 日

小国町長 殿

申請者

住所

団体名

代表者氏名

㊟

年度特定地域づくり事業推進交付金実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた標記事業の実績を、小国町特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付金事業実績報告額 円
- 2 特定地域づくり事業協同組合の当該事業年度の収支決算（見込）書、事業報告書
※ 収支決算（見込）書、事業報告書は特定地域づくり事業協同組合の毎年度の報告時に山形県知事に提出するものと同様のものを提出

第 号
年 月 日

殿

小国町長



年度特定地域づくり事業推進交付金確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した 年度特定地域づくり事業推進交付金については、年 月 日付けで提出のあった事業実績報告書に基づき、小国町特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり交付金の額を確定したので通知します。

記

確 定 額 円

年 月 日

小国町長 殿

申請者

住所

団体名

代表者氏名

㊟

年度特定地域づくり事業推進交付金交付請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた標記事業の交付金について、小国町特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、次のとおり交付金の交付を請求します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付金の既交付額 | 円 |
| 3 | 交付請求額 | 円 |

年 月 日

小国町長 殿

申請者

住所

団体名

代表者氏名

㊟

年度特定地域づくり事業推進交付金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた標記事業の交付金について、小国町特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、次のとおり交付金の概算払を請求します。

1	交付決定額	円
2	概算払受領済額	円
3	今回請求額	円
4	残額	円

年 月 日

小国町長 殿

申請者

住所

団体名

代表者氏名

㊟

年度特定地域づくり事業推進交付金に係る消費税額の確定に伴う報告書

小国町特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 小国町特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第9条に基づく確定額又は同要綱第8条に基づく事業実績報告額

円

- 2 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額
(要交付金返還相当額)

円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

年 月 日

小国町長 殿

申請者

住所

団体名

代表者氏名



特定地域づくり事業推進交付金に係る財産処分承認申請書

年度特定地域づくり事業推進交付金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、小国町特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1 処分する財産の品目及び取得年月日

- 2 取得価格及び時価

- 3 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと）、処分予定日及び処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）
処分の内容：
処分予定日：
処分の相手方：

- 4 処分の理由

小国町長 殿

申請者

住所

団体名

代表者氏名

㊟

特定地域づくり事業推進交付金収益状況報告書

年度特定地域づくり事業推進交付金により取得した財産等を処分したことにより、収益がありましたので、小国町特定地域づくり事業推進交付金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、収益状況を報告します。

記

- 1 処分した財産等の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 収益額
- 4 算出根拠